

II 新人看護職員研修の考え方

- 新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして極めて重要な意義を有するもの。
- 医療機関の全職員に対する組織的な研修の一環として位置付けられるべきもの。
- 多重課題を抱えながら複数の患者を受け持ち、安全に看護ケアを提供するための看護実践能力を強化することを主眼とするもの。

III 新人看護職員研修到達目標及び 新人看護職員研修指導指針の前提

- 病院において看護ケアを提供する看護職員を想定。
- 到達目標及び指導指針の内容は、基本事項として提示しているが、施設規模等の状況により、適宜調整することを想定。

IV 新人看護職員研修到達目標 (p3~6)

- 看護職員として必要な姿勢及び態度並びに新人看護職員が卒後1年間に修得すべき知識、技術の目標を提示。
- 到達目標は、
 - ①「看護職員として必要な基本姿勢と態度」(表1)
 - ②「看護実践における技術的側面」(表2-1) (表2-2)
 - ③「看護実践における管理的側面」(表3)

の3つの要素に分けて提示しているが、これらは臨床実践の場で統合されるべきもの(図1)。

V 新人看護職員研修指導指針 (p7)

- 新人看護職員研修到達目標達成のために必要な施設の要件、指導者の指導方法等を提示。

①新人看護職員育成の方針	④新人看護職員の指導者育成のあり方
②施設における研修体制の充実	⑤各医療機関への適用
③各部署における研修体制の整備	⑥研修内容の公開等

おわりに

全ての新人看護職員が求められる資質を確保できるような仕組みの構築に向けて、今後も継続して検討。

～医療安全の確保に向けての看護職員の責務～

平成13年以降平成17年7月まで、医療過誤により保健師助産師看護師法に基づく行政処分を受けた者は30件となっています。その中には、新人看護職員等の臨床実践経験の短い者が関わる事例もあることから、施設内の医療安全体制を十分に確保する必要があります。

